

大平地区において、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画（大平地区活性化計画）を定めたので、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第11項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 1月28日

中種子町長 川下 三業



1 縦覧書類の名称

大平地区活性化計画

2 縦覧期間

平成26年 1月30日から同年 2月27日まで

3 縦覧場所

中種子町役場農地整備課